

# 令和7年度 京都市予算案 事業概要

行財政局

事務事業名	経常事務の点検業務		
予算額	30,000 千円 (債務負担行為設定あり)	新規・充実・継続の別	新規
担当課	財政室(222-3293)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>経常的な事務については、これまでから各局等において、経費節減等の必要な改善を行っているが、新たに公民連携手法を取り入れ、行政の発想にはない視点で、民間事業者のノウハウを活用した点検を行い、改善を図ることで、効率性とサービスの質の両立を実現する。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>1 経常事務の点検業務 民間事業者のノウハウを活用して、経常事務に関する仕様等の点検を行う。 ・ 点検対象事務：システム運用・保守費、昇降機運用・保守費、通信費（電話・ネットワーク回線等）、複写及び複写機リース費</p> <p>2 マニュアルの作成及び研修の実施 経常事務の点検業務のマニュアルを作成するとともに、研修を実施し、点検の視点を全庁に共有</p> <p>【成果連動型民間委託契約方式（PFS）の活用】 本事業においては、点検等に係る固定費に加え、点検に基づく改善提案により得られた成果（財政効果額）に連動して支払額を決定する成果連動型民間委託契約方式（PFS）を採用する。 ・ 成果報酬額：成果（財政効果額）の50%以内（債務負担行為設定）</p> <p>※ 具体的な点検対象事務及び成果報酬額は、民間事業者からの提案を踏まえ決定予定</p>			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

# 令和7年度 京都市予算案 事業概要

行財政局

事務事業名	中小河川の洪水及び内水の氾濫に関するハザードマップの作成		
予算額	152,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	防災危機管理室(222-3210)		
<p><b>〔事業実施に至る経過・背景など〕</b>                  京都市では、これまで、大規模河川の洪水、土砂災害及び地震に関する3種類のハザードマップを作成し、周知を行ってきた。                  こうした中、令和3年5月、水害リスクの空白域の解消を目的として、水防法が改正・公布されたことにより、河川管理者（京都府）・下水道管理者（京都市上下水道局）において、中小河川の洪水と、内水氾濫に関する浸水想定区域図の作成が進められ、令和7年度までに同法に基づく浸水想定区域図が指定される予定である。                  このため、これらの浸水想定区域図を基に、中小河川の洪水及び内水氾濫に関するハザードマップを作成するものである。</p>			
<p><b>〔事業概要〕</b>                  市民や観光客等のさらなる災害リスクへの備えや安全の確保の取組を促進するため、中小河川の洪水及び内水の氾濫に関するハザードマップを作成する。                  併せて、水害・土砂災害の想定区域をより分かりやすくしたWEB版ハザードマップ等の構築のほか、新たにスマートフォン版（スマートフォン専用のハザードマップ）を作成するなど、ハザードマップに関する情報基盤の整備を行う。</p> <p>（主なスケジュール）                  令和7年度 中小河川の洪水及び内水の氾濫に関するハザードマップの作成、情報基盤の整備                  令和8年度 紙媒体のハザードマップの印刷・周知、更新後のWEB版・スマートフォン版の運用開始</p>			
<p><b>〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップ                      河川の洪水が発生した場合に想定される浸水区域や浸水深を示したハザードマップ。河川管理者が作成する洪水浸水想定区域図を基に市町村が作成するもの。</li> <li>・内水氾濫ハザードマップ                      下水道や水路の排水能力を超える大雨等によって内水氾濫が発生した場合に想定される浸水区域や浸水深を示したハザードマップ。下水道管理者等が作成する内水浸水想定区域図を基に市町村が作成するもの。</li> <li>・内水氾濫                      大雨のときに、雨水の排水が追いつかず、下水道や水路などから水があふれ出す現象</li> <li>・大規模河川 本市では、桂川、鴨川など10河川</li> <li>・中小河川 本市では、西高瀬川、白川など47河川</li> </ul>			

# 令和7年度 京都市予算案 事業概要

行財政局

事務事業名	新たな被災者支援システムの導入		
予算額	17,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	防災危機管理室(222-3210)		
<p><b>【事業実施に至る経過・背景など】</b></p> <p>京都市では、様々な災害から市民のいのちと暮らしを守るとともに、災害が発生した場合にも被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、地域防災計画に基づき、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら防災対策を推進してきた。</p> <p>平成25年度には、り災証明書の発行や被災者台帳の作成等の機能を備えた被災者支援システムを導入しているが、令和6年能登半島地震の教訓も踏まえ、国の標準仕様に準拠した住民基本台帳システムと連携するとともに、モバイル端末を利用した建物被害認定調査にも対応可能な新たなシステムを導入する。</p>			
<p><b>【事業概要】</b></p> <p>新たな被災者支援システムを導入することにより、建物被害認定調査、り災証明書の発行、被災者台帳の整備を効率化し、迅速な被災者の生活再建の支援につなげる。加えて、同様のシステムを導入している他の自治体からの円滑な受援も期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物被害認定調査及びり災証明書の発行の効率化 発災後、スマートフォン等モバイル端末のアプリを活用した建物被害認定調査を行うことで、調査からり災証明書の発行までの業務の効率化を図り、各種支援制度の基礎となるり災証明書の迅速な発行につなげる。</li> <li>被災者台帳の整備による被災者の生活再建の支援 新システムの導入により、国の標準仕様に準拠した住民基本台帳システムと連携して、速やかに被災者台帳を作成。同台帳を各部局間で共有するなど、迅速な被災者の生活再建の支援につなげる。</li> </ul>			
<p><b>【参考（他都市の状況・事業効果など）】</b></p>			

# 令和7年度 京都市予算案 事業概要

行財政局

事務事業名	防災情報システム・防災行政無線の維持管理及び整備		
予算額	316,796 千円	新規・充実・継続の別	継続
担当課	防災危機管理室(222-3210)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>① 防災情報システムの更新・整備 京都市では、気象情報や被害、避難情報などの防災情報の「収集」「共有」「発信」を目的とした防災情報システム等を活用し、災害対策を実施している。 現行のシステムは、令和元年度の危機管理センターの設置時に整備したものであり、耐用年数経過による保守期限切れを令和7年度末に迎えることから、機器を更新する必要がある。 また、国の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)との連携による災害情報共有体制の構築等が必要となっている。</p> <p>② 非常通信設備の再整備 避難所等における非常通信設備として、MCAアドバンス※(サービス提供地域外である山間部等は衛星携帯電話)を使用してきたが、両サービスの終了を見据え、新たな通信手段の整備が必要となっている。</p> <p>※ 民間の専用通信網を利用した災害時にも強い通信サービス</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>① 防災情報システムの更新・整備 保守期限が切れる機器について、国とのデータ連携も見据えた機能の拡充を図りながら更新したうえで、京都府システムを経由して国のSOBO-WEBとデータ連携できるよう改修等を行う(都道府県システムのSOBO-WEBとの連携は、令和7年末までが目標)。 (主なスケジュール) 令和7年度 機器更新 8年度 機器更新後のシステム稼働、京都府システムとの連携に向けた改修 9年度 京都府システムとの連携後のシステム稼働</p> <p>② 非常通信設備の再整備 まずは、山間部等の避難所等において、衛星通信サービスを公共安全モバイルシステム※の端末で利用する仕組みを先行的に整備。そのうえで、その他の市全域の避難所等に、新たな非常通信設備を整備する。 (主なスケジュール) 令和7年度 山間部等に先行的に整備 8年度 その他の市全域に整備(年度末にMCAアドバンスのサービス終了)</p> <p>※ 携帯電話技術を活用した公共機関向けの通信システム。平時は携帯電話として利用可能。災害時は2つの民間通信網を使用するなどにより、通常の携帯電話より繋がりやすい。能登半島地震でもその有用性が確認された。</p>			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			

# 令和7年度 京都市予算案 事業概要

行財政局

事務事業名	宿泊税特別徴収事務補助金の充実		
予算額	86,800 千円 (全体事業費 206,211 千円のうち充実分)	新規・充実・継続の別	充実
担当課	税務部 税制課 宿泊税担当(708-5016)		
<p><b>[事業実施に至る経過・背景など]</b></p> <p>宿泊税（平成30年10月導入）について、宿泊事業者が特別徴収義務者として、納税義務者である宿泊者が支払う宿泊税を本市に申告・納入している。その特別徴収に係る事務を支援するため、毎年度の特別徴収税額に応じて補助率2.5%で宿泊税特別徴収事務補助金を交付している（ただし、初期投資負担を考慮し、令和元年度から令和5年度までは0.5%を上乗せした補助率3%）。</p> <p>宿泊税条例の施行後5年後ごとに見直しを検討することとしており、「持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」の答申において、宿泊税の税率見直しに伴う特別の事務負担（システム改修等）に配慮するための方策の検討を求められていることを踏まえ、今後、宿泊税税率改正に伴う、事務補助金の充実を行う。</p>			
<p><b>[事業概要]</b></p> <p>税率改正に伴い、システム改修等に伴う特別徴収義務者の事務負担への支援を行うため、事務補助率を2.5%から3.0%（令和7年度交付分から5年間は3.5%）に変更する。</p>			
<p><b>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</b></p> <p>宿泊税を導入している他自治体においても、同様の制度を有しており、補助率は2.5%（導入から5年間は特例措置として0.5%を上乗せ）としている自治体が一般的である。</p>			